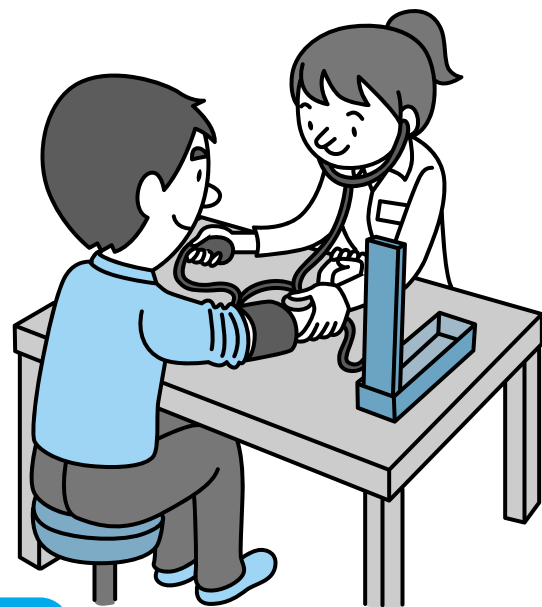


# 4月から 健康診査が変わります



生活習慣病の発症の原因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の減少に向け、疾病の予防を重視した保健医療体制への転換が必要とされています。

そのため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施が、各医療保険の保険者に義務づけられました。これは、今まで市で行っていた基本健康診査の枠組みを大きく変えるものです。

ここでは新しい健康診査のしくみについて、くわしくお知らせします。

☎ 総合保健センター(特定健診担当) ☎ 46-3271

## どう変わるの？ 健診のしくみ

市ではこれまで、40歳以上の市民に、病気の早期発見・早期治療を目的とした基本健康診査を行ってきました。

今回の医療制度改革で、この基本健康診査が特定健康診査に代わり、その実施はみなさんが加入している医療保険の保険者に義務づけられることとなりました。そのため、三鷹市は国民健康保険の保険者として、市の国保加入者への特定健康診査を実施することとなります。

特定健康診査の対象は40歳から74歳までの方で、市の健診を受診していただく国保加入者へは、市から受診券(票)をお送りします。また、国保以外の保険に加入している方には、各医療保険者から受診券などのお知らせが送られる予定です。

また、75歳以上の方は今後、後期高齢者健康診査を受診していただくこととなります。

なお、特定健診や後期高齢者健診は、今までの基本健康診査より健診項目が少なくなります。そのため、市では、これに市独自の項目を追加して行い、今までの健診内容を確保していきます。



### 「三鷹市特定健康診査等実施計画」 についてのパブリックコメント 結果をお知らせします

☎ 保険課 ☎ 内線 2388

1月18日から2月7日まで実施したパブリックコメントでは、みなさんからのご意見はありませんでした。

「三鷹市特定健康診査等実施計画」の全文は、保険課(市役所1階9番窓口)、総合保健センター、相談・情報センター(市役所2階)や市政窓口で配布しているほか、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧いただけます。

### 年齢と健康保険の 種類によって健診の 受け方が異なります

みなさんの年齢や加入している医療保険などにより、健康診査の受診方法などに違いがあります。ここでは、年齢・医療保険別に健康診査の受診方法などをまとめています。



### 16 ~ 39 歳 の方

国保加入者や他の医療保険の被扶養者は、若年健康診査を受診できます。申し込み後に受診票をお送りしますので、市が契約している医療機関で受診してください(30歳、35歳の国保加入者へは、市から受診票をお送りしますので申し込みは不要です)。



### 40 ~ 64 歳で、 国保の方

市が実施する特定健診を受診していただきます。市から受診券(票)をお送りしますので、保険証とともに市が契約している医療機関に持参し、受診してください。



### 40 ~ 64 歳で、 国保以外の方

各医療保険者が特定健診の実施主体となり、受診券を発行します。詳細は、保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。なお、労働安全衛生法に基づいて各事業所で行われている職場健診が特定健診と見なされ、特定健診が省略されることがあります。



### 40 ~ 64 歳で、 国保以外の方の 被扶養者

各医療保険者が特定健診の実施主体となり、受診券を発行します。また、医療保険者が市内の医療機関と契約している場合には、申請により市独自の項目の健診も受診できます。医療保険者から受診券を受け取った後、市に申し込みをしてください。



### 65 ~ 74 歳で、 国保の方

市が実施する特定健診を受診していただきます。また、事前にお送りする介護予防の基本チェックリスト調査票を記入し、市に提出してください。生活機能の低下が懸念される方には、市から生活機能評価受診票をお送りしますので、特定健診と同時に市が契約している医療機関で受診してください。



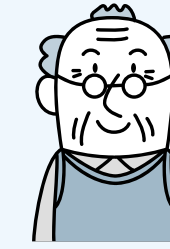
### 65 ~ 74 歳で、 国保以外の方

各医療保険者が特定健診の実施主体となり、受診券を発行します。また、事前に介護予防の基本チェックリスト調査票をお送りしますので、市に提出してください。生活機能の低下が懸念される方には、市から生活機能評価受診票をお送りします。医療保険者が市内の医療機関と契約している場合には、特定健診と生活機能評価を同時に受診できます。



### 65 ~ 74 歳で、 国保以外の方の 被扶養者

各医療保険者が特定健診の実施主体となり、受診券を発行します。また、事前に介護予防の基本チェックリスト調査票をお送りしますので、市に提出してください。生活機能の低下が懸念される方には、市から生活機能評価受診票をお送りします。医療保険者が市内の医療機関と契約している場合には、特定健診と生活機能評価を同時に受診できます。また、事前の申し込みにより、市独自の項目の健診も受診できます。



### 75 歳以上 の方

後期高齢者健康診査を受診していただきます。また、事前にお送りする介護予防の基本チェックリスト調査票を記入し、市に提出してください。生活機能の低下が懸念される方には、市から生活機能評価受診票をお送りしますので、後期高齢者健診と同時に市が契約している医療機関で受診してください。